

**【5】 保育の必要性の認定基準及び必要書類** 2号認定 3号認定

保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが、次の表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することにより、児童の保育をすることができないと認められる場合です。  
 保育認定を希望する場合には、「申請書」裏面に必要事項をご記入の上、該当する事由の添付書類をご用意いただき、「申請書」にホチキス留めし、ご提出ください。  
申請後・認定後に「保育を必要とする事由」の状況に変更がある場合には、速やかに子育て支援課にご相談ください。  
 「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合には2号認定又は3号認定による無償化の給付を受けることができなくなります。

※ 様式「④就労(予定)証明書」以外の様式については、施設からお取り寄せいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

保育を必要とする事由		認定の有効期間	添付書類	
			様式(※)	その他
就労	月に64時間以上(休憩時間を含む)就労をしているとき	就労している期間	【お勤めの方】 ④就労(予定)証明書	児童の父母・祖父母が会社代表(経営者等)の企業等で働いている方は、「⑤自営業(事業主)等調査票」と、営業許可証・開業届等の「事業主・自営を証明できる書類」のコピーを1点以上添付してください。
	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の就労などすべての就労が対象となります。		【自営業・事業主の方】 ④就労(予定)証明書 ⑤自営業(事業主)等調査票	営業許可証・開業届等の「自営を証明する書類」のコピーを1点以上添付してください。
妊娠・出産	出産の準備、出産後の休養が必要なとき	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日を含む月の初日から、出産日の8週間後の日を含む月の末日まで	⑨出産連絡票	切迫早産等により産前期間より前に保育の必要性が生じた場合は、診断書等の添付が必要になります。
求職・起業準備	求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているとき	2ヶ月の範囲内で求職活動に必要と認められる期間 ※原則、継続できません。	⑥求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	雇用保険受給資格者証等の求職活動状況を確認できる書類を添付してください。
就学・職業訓練校等に 通っている	学校、専門学校等に在学、または就職訓練校等に通っているとき	通学期間中	⑦就学に関する調書	「⑦就学に関する調書」を確認し、在学証明書や、授業のカリキュラム等の時間割がわかる書類を添付してください。
保護者の疾病・障害	疾病や障害で、保育ができないとき	療養を必要としなくなった月の末日まで	⑩疾病・障害に関する調書 保護者の ⑬診断書 または 手帳のコピー	「⑩疾病・障害に関する調書」を確認し、⑬診断書、またはお手持ちの障害者手帳等のコピーを添付してください。 ※⑬診断書については、同内容を記載した別書式の診断書でも可。
介護・看護(同居)	同居している親族の介護、看護が常時必要なとき	看護・介護等を必要としなくなった月の末日まで	⑧介護・看護の調書 介護・看護対象者の ⑬診断書 または 手帳等のコピー	「⑧介護・看護の調書」を確認し、介護・看護対象者(同居)の⑬診断書、または障害者手帳等のコピーを添付してください。
災害復旧	保護者が災害復旧にあたり、保育ができないとき	災害復旧が完了した日まで	-	り災証明
虐待・DVのおそれがある	虐待やDVにより、市が保育の必要性を認めるとき	保育が必要と認められる期間	子育て支援課までご相談ください。	